

松戸市景観条例 改正骨子案

1 条例の概要と改正の背景

「松戸市景観条例」は、景観法の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等について必要な事項を定め、本市における良好な景観の形成を促進するための施策を講ずることにより、潤いと安らぎのある豊かな生活環境を創造するとともに、地域特性を活かした良好な景観を後世へ継承することを目的に定められたものである。

平成21年の「松戸市景観基本計画」策定及び平成23年の「松戸市景観計画」策定に伴って制定した「松戸市景観条例」は、当初の制定から10年以上が経過し、社会情勢の変化やまちの現況の遷り変わりなど、本市の景観行政を取り巻く環境に変化が生じていることから、景観基本計画及び景観計画の改定とともに改正を行うものである。

2 改正内容

今回の景観計画改定における景観形成の配慮事項や行為の制限等について実効性を高められるよう見直しを図るものであり、具体的な改正内容としては、景観形成重点地区制度の創設に伴う事前協議及び完了の届出対象の追加、太陽光発電設備等の届出対象行為及び行為の制限の追加、小規模な付属建築物等に対する届出の除外規定の追加、またその他運用に関する事項として、規則等により事前協議の開始時期、提出書類、景観アドバイザーについて取り扱いを変更する。

3 罰則等

今回の計画改定及び条例改正により、景観法に規定する届出対象行為の範囲が広がり、当該届出対象行為に対する制限も規定される(300平方メートル以上の太陽光発電設備等)。届出違反並びに行為の制限への違反に対する勧告・変更命令に従わない場合には、景観法の規定により罰則が適用される。